特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０５４号

東京都千代田区丸の内１－７－12サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

清算株式会社　鮫不動産管理株式会社

1　決定年月日　平成25年９月26日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０３５号

東京都千代田区東神田２丁目７番４号ダイアパレス東神田401号

清算株式会社　菱星工業株式会社

1　決定年月日　平成25年９月27日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０４１号

東京都千代田区紀尾井町４番１号ホテルニューオータニ内

清算株式会社　株式会社農場研究所

1　決定年月日　平成25年９月26日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０４８号

東京都中央区銀座６丁目13番16号

清算株式会社　八街工業株式会社

1　決定年月日　平成25年９月25日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第６号

札幌市中央区大通西11丁目４番地大通藤井ビル10階

清算株式会社　株式会社ＫＨコーポレーション

代表清算人　佐々木泉顕

1　決定年月日　平成25年９月26日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し、平成25年２月24日（特別清算開始決定日前日）までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。

2　清算株式会社は、各協定債権者に対して、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者の協定債権額の0.09954414％の金額を支払う（なお、１円未満の端数は四捨五入により調整する。）。

3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び平成25年２月25日以降に生じた全ての利息、損害金につき、その債務を免除する。

4　第２項に規定する弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。

なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

5　第２項に規定する弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者の協定債権の割合に応じて按分して弁済する。

この場合において、協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

札幌地方裁判所民事第４部

更生計画案議決権行使方法等

平成２５年（ミ）第１号

静岡県浜松市中区東伊場１丁目３番１号

更生会社　株式会社聴涛館

1　議決権行使の方法　書面投票による行使

2　投票期間　平成25年９月27日から平成25年10月28日まで

3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。

4　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月18日

平成25年９月27日

静岡地方裁判所浜松支部民事部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第１号

鳥取県米子市両三柳4345番地

再生債務者　有限会社荒濱建築工務店

主文　再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての再生債権者は、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は再生債権を被担保債権とする留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続をしてはならない。

平成25年９月27日　鳥取地方裁判所米子支部

監督命令

平成２５年（再）第１号

岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第７地割350番地

再生債務者　秋柴重機株式会社

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　盛岡市本町通２丁目１番36号　浅沼ビル３階　村井三郎法律事務所　弁護士　村井　三郎

平成25年９月24日

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再）第５２号

東京都新宿区西新宿７丁目21番３号

再生債務者　株式会社シティアイ

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都千代田区五番町５番地５　ＫＤＸ五番町ビル３階　みずき総合法律事務所　弁護士　武田　　康

平成25年９月27日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第１号

鳥取県米子市両三柳4345番地

再生債務者　有限会社荒濱建築工務店

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　鳥取県米子市東町296番地安田法律事務所　弁護士　安田　寿朗

平成25年９月27日　鳥取地方裁判所米子支部

監督命令取消

平成２５年（再）第１号

沖縄県中頭郡読谷村字儀間310―１、商業登記簿上の本店所在地沖縄県中頭郡読谷村字高志保1040番地

再生債務者　株式会社沖縄うみの園

主文　平成25年１月31日にした監督命令を取り消す。

平成25年９月25日

那覇地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号

長崎県大村市富の原２丁目760番地

再生債務者　株式会社太陽光機

代表者代表取締役　木下　直哉

1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月６日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成25年12月11日から平成25年12月25日まで

長崎地方裁判所民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２５年（再）第２６号

山形市大字漆山2497番地

再生債務者　東北ビバレッジ株式会社

決定の要旨　平成25年９月27日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

平成25年９月27日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１０号

愛知県江南市草井町宮東269番地

再生債務者　林本建設株式会社

1　決議に付する計画案　平成25年８月30日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成25年11月１日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成25年10月25日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月18日

平成25年９月26日

名古屋地方裁判所民事第２部